

【 名護市における介護保険暫定利用の取扱いについて 】

介護保険の認定有効期間は、申請日に遡りますが、実際にサービスを利用する際には、居宅サービス計画書が必要となります。暫定利用の場合は基本的に償還払いとなりますが、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「居宅届出書」）を保険者に提出することにより法定代理受領での利用開始となります。（介護保険法第41条第6項）

要支援認定の場合もサービス開始月内で認定が確定し、居宅届出書（介護予防）や契約が完了した場合は、法定代理受領の取扱いとなりますが、いずれも月をまたがった場合は、償還払いとなりますのでご注意ください。

< 1. 暫定プランが必要となる場合 >

- ① 新規申請者が、認定結果が出る前にサービスの利用を必要とする場合
- ② 認定の有効期間の途中で、区分変更を行う場合
- ③ 要介護更新認定の結果が、更新認定開始日よりも後日になる場合

< 2. 暫定プラン作成に当たっての留意事項 >

- ① 認定結果が非該当となったとき、又は想定した要介護度等よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に十分な説明を行うこと。
- ② 要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定プランについても決定された要介護等に基づき有効となることから、暫定プランを作成する場合であっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第13条第6号から第11号までに定める一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行うこと。
- ③ 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断が出来ない場合、居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定プランを作成すること。

※相互で利用者のアセスメント状況、サービス担当者会議等で、要介護もしくは要支援どちらの暫定プランで利用を開始するか相互で確認を行うこと。

※相互で利用者のアセスメント状況の確認、サービス担当者会議等への参加がなく、居宅届出のみを提出した場合は、利用者の介護サービスに要する費用のみ受領委任払い扱いとなり、居宅支援費は算定しない。（一連の業務を行っていないと判断されるため）

< 3. 認定結果に基づく対応 >

- ① 想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合
 - ・暫定プラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定プランから本プランに移行するに当たり利用者の状況やサービス内容の変更をしない場合には、改めての一連の業務は不要である。但し、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定プランが本プランにそのまま移行したことがわかるようにすること。
 - また、そのことについて利用者またはその家族に説明し、同意を得て支援経過に同意を得て日付等を記録すること。居宅サービス事業者に対して、本プランに移行し同意を得たことを伝え、本プランを再交付すること。

※サービス内容を変更する場合には、速やかに一連の業務を行うこと。

② 想定していた要介護度等と認定結果が異なる場合

- ・速やかに一連の業務を行い、本プランを利用者またはその家族に説明及び同意、交付を行うこと。また、居宅サービス事業者に対しても本プランの再交付を行うこと。

例1：要介護1と見込んで暫定プランを作成→認定結果が要介護2の場合

暫定プラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定プランから本プランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合、軽微な変更として取り扱うことができる。この場合は、暫定プランの変更箇所を見え消して変更した上で、支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。

また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付等を記録すること。利用票は認定後の要介護度等にて作成し直し差し替えを行う。

※サービス内容を変更し、軽微な変更として取り扱えない場合は場合には、速やかに一連の業務を行うこと。

例2：介護の暫定プランを作成→認定結果が要支援の場合（要支援→要介護の場合も同様）

暫定プラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定プランから本プランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合、軽微な変更として取り扱うことができる。介護の暫定プランの内容を基に、介護予防・支援計画書を作成し、利用者またはその家族に説明及び同意、交付を行うこと。また、居宅サービス事業者に対しても予防プランの交付を行うこと。

※サービス内容を変更し、軽微な変更として取り扱えない場合は場合には、速やかに一連の業務を行うこと。